

## 厚木流通センターまちづくり計画

### (目的)

第1条 この計画は厚木市住みよいまちづくり条例(平成15年3月31日厚木市条例第6号)第12条の規定に基づき、第12条に定める計画区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途及び設備並びに工作物について計画し業務環境を高度に維持増進することを目的とする。

### (名称)

第2条 この計画は「厚木流通センター地域まちづくり計画」(以下「本計画」という。)と称する。

### (厚木流通センターまちづくり協議会)

第3条 この計画の運営に関する事項を処理するため、厚木流通センターまちづくり協議会を設置する。

2. 協議会の運用については別に定める。

### (計画の策定)

第4条 この計画の同条例に基づく申請は、同条例第12条第2項(1)に定める者のうち、計画区域内の土地の所有者及び建物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有権利者等」という。)の半数以上の合意により策定ができる。

2. この合意により策定した計画は、厚木市長に申請しその認定を受けるものとする。

### (計画の変更ならびに廃止)

第5条 第6条から第10条までに定める事項を変更しようとするときは土地所有権利者等の過半数の合意に基づき市長の認定を受けな

ければならない。

2. 本計画を廃止する場合は、土地所有権者等の過半数の合意によらなければならない。

### (計画区域)

第6条 本計画区域は厚木流通センター(別紙図面)の区域とする。

### (建築物に関する基準)

第7条 第6条に掲げる区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途及び設備に関する基準は次の各号によらなければならない。

#### 1. 敷地

敷地内は、その面積に応じた緑化率を維持することとし、これらを良好に管理しなければならない。

尚、面積に応じた緑化率は、厚木市住みよいまちづくり条例(平成15年厚木市条例第6号)と同施行規則別表第4条に定める緑化率とする。

神奈川県道603号上粕屋厚木線沿いについては、同道路に接する敷地境界線から4mまでを緑地とする。

ただし、厚木市船子字仲田1番7の区画については、2mとする。

#### 2. 構造

建築物の主要構造部は不燃化を図ることとする。

ただし延床面積が50平方メートル未満の附属建築物はこの限りではない。

#### 3. 用途

建築基準法第48条第10項に定めるもののほか次の各号に掲げる用途以外の建築物は建築してはならない。ただし、

本計画の厚木市長による認可の時点で既に存するもの及び協議会が業務環境を害する恐れがないと認めたものはこの限りではない。

- ・事務所、工場、倉庫、展示場
- ・道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する店舗
- ・自動車修理工場、自動車車庫、洗車の用に供する建築物
- ・トラクターミナル
- ・荷捌き場の用途に供する建築物
- ・自動車に直接燃料を供給するための建築物
- ・巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
- ・前各号の建築物に付属するもの

#### 4. 設備

##### 排水

洗車施設を設置する場合はオイルセパレーター等、有効な油分離設備を設け適正な処理を行うこと。

##### 看板等

- ・広告物の表示面積については、神奈川県屋外広告物条例第2条第2項の条件となる表示面積以内とする。
- ・土地の所有者等は、看板等を設置する場合に於いては、当該工事を着手する前にあらかじめ協議会に届出し、その承認を得るものとする。

##### 門及び塀

- ・道路に沿って囲いを設置する場合は、生垣又は透視可能なフェンス又は鉄柵等とし、その色彩は周囲との調和に配慮すること。
- ・門及び門扉の高さは2m以下とする。

##### (有効期間)

第8条 本計画の有効期間は厚木市長による認定があった日から10年とする。なお土地所有者等により第6条から第9条までに定めた事項を変更並びに廃止の意志表示がない場合は更に5年間継続するものとし、以後この例による。

2. 本計画は認定のあった日以後において当該区域の土地所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものとする。

##### (違反者の措置)

第9条 第7条の規定に違反者があった場合、協議会の決定に基づき当該土地所有者等に対して、本まちづくり計画の内容に配慮するよう要請することとする。

2. 前項の要請があった場合においては、当該土地所有者等はこれに従わなければならない。

##### (裁判所への提訴)

第10条 前条第1項に規定する要請があった場合において当該土地所有者等がその請求に従わないとき、協議会はその強制履行、又は当該土地所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求することが出来る。

2. 前項の提訴手続き等に要する費用は当該土地所有者等全員の負担とする。

##### (補則)

第11条 本計画は厚木市長の認定があった日からその効力を発する。

2. この計画書は3部作成して2部を市長に提出し、1部を会長が保管の上、その写しを区域内土地所有者等全員に配布する。